第 2 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

專第8号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

専第 8 号

令和3年度熊本県一般会計補正予算(第5号)

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,642,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 895,049,877千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月20日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入							
款	項	補正前の額	補正額	計			
		千円	千円	千円			
1 国庫支出金		164,713,466	10,601,743	175,315,209			
	1 国庫負担金	48,335,747	293,040	48,628,787			
	2 国庫補助金	113,472,494	10,308,703	123,781,197			
2 繰 越 金		1	293,040	293,041			
	1 繰 越 金	1	293,040	293,041			
3 諸 収 入		87,211,702	747,350	87,959,052			
	1 雑 入	10,859,071	747,350	11,606,421			
歳入	合 計	883,407,744	11,642,133	895,049,877			

	歳	出									
	<u> </u>	款				項		補正前の額	補正	額	計
								千円		千円	千円
1	民	生	費					110,013,399	58	6,080	110,599,479
				1	社:	会福	业 費	62,972,651	58	6,080	63,558,731
2	商	I	費					99,736,487	11,05	6,053	110,792,540
				1	商	業	費	85,902,346	11,05	6,053	96,958,399
	歳		出	合	ì .	計		883,407,744	11,64	2,133	895,049,877